



長野県報

6月10日(月)
令和元年
(2019年)
第11号

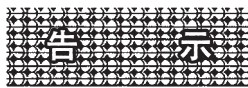
目次

告示

政見放送及び経歴放送実施規程に基づく参議院長野県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数(選挙管理委員会)… 1
政見放送及び経歴放送実施規程に基づく参議院長野県選出議員選挙において手話通訳を付して政見を録画する放送事業者(選挙管理委員会)…………… 1

公告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)…………… 1
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)…………… 2



選告示第4号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定により、参議院長野県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

令和元年6月10日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社長野放送	1	信越放送株式会社	1
株式会社テレビ信州	1		
長野朝日放送株式会社	1		

選挙管理委員会

選告示第5号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第8条第7項の規定により、参議院長野県選出議員選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めます。

令和元年6月10日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

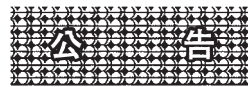
日本放送協会

株式会社長野放送

株式会社テレビ信州

長野朝日放送株式会社

選挙管理委員会



公告

県営町村大沢地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年6月10日

長野県知事 阿部守一

- 縦覧に供する書類
県営町村大沢地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和元年6月11日から令和元年7月8日まで
- 縦覧の場所
塩尻市役所

農地整備課